

議案第 5 号

野田市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

野田市立幼稚園管理規則（昭和39年野田市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月27日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会規則第 号

野田市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

野田市立幼稚園管理規則（昭和39年野田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項及び野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年野田市条例第1号）第5条」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第30条を次のように改める。

第30条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（令和元年野田市条例第 号）附則第3項の規定による廃止前の野田市立幼稚園園児保育料等徴収条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった保育料等の滞納者に対する処置については、この規則による改正前の野田市立幼稚園管理規則第30条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

9月定例会市議会に上程している議案第9号「野田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例」の制定に伴い、同条例案に本規則に規定している管理規程の一部を盛り込むため、本規則の一部を改正するもの。

野田市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立幼稚園管理規則 (昭和39年野田市教育委員会規則第2号)

改 正 案	現 行								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項及び野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和39年野田市条例第1号)第5条の規定に基づき、野田市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第17条及び第18条 削除</p> <p>第30条 削除</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、野田市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第17条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">幼稚園名</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野田市立野田幼稚園</td> <td style="text-align: center;">260名</td> </tr> <tr> <td>野田市立関宿南部幼稚園</td> <td style="text-align: center;">175名</td> </tr> <tr> <td>野田市立関宿中部幼稚園</td> <td style="text-align: center;">175名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入園資格)</p> <p>第18条 幼稚園に入園することができる者は、野田市内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者で保育に耐え得られるものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>(保育料等滞納者に対する処置)</p> <p>第30条 園長は、保育料を滞納している幼児に対して出席停止を命ずることができる。</p> <p>2 園長は、保育料を3月以上滞納した幼児に対して退園を命ずることができる。</p> <p>3 園長は、園長が定める日までに入園料を納付しない幼児に対して、入園許可を取り消すことができる。</p>	幼稚園名	定員	野田市立野田幼稚園	260名	野田市立関宿南部幼稚園	175名	野田市立関宿中部幼稚園	175名
幼稚園名	定員								
野田市立野田幼稚園	260名								
野田市立関宿南部幼稚園	175名								
野田市立関宿中部幼稚園	175名								